

台風19号により被災された自動車の手続きについて
～生活が落ち着いてからの手続きで大丈夫！～

令和元年11月1日

東北運輸局自動車技術安全部管理課

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

台風19号により、「被災者生活再建支援法」が適用される区域において、自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所において自動車の永久抹消登録等の手続きを行い、「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書（自然災害用）」を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

◎「被災者生活再建支援法」が適用される区域

東北運輸局管内では

宮城県（県内全域）、福島県（県内全域）

※最新の適用区域については、下記内閣府ホームページをご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html

◎自動車の永久抹消登録申請等の必要書類や自動車重量税還付申請

の詳細は、最寄りの運輸支局等の登録担当窓口におたずね下さい。

（登録番号か車台番号を確認してご相談ください。）

(案内が流れましたら、「037」でオペレータにつながります。)

青森運輸支局 050-5540-2008

八戸自動車検査登録事務所 050-5540-2009

岩手運輸支局 050-5540-2010

宮城運輸支局 050-5540-2011

秋田運輸支局 050-5540-2012

山形運輸支局 050-5540-2013

庄内自動車検査登録事務所 050-5540-2014

福島運輸支局 050-5540-2015

いわき自動車検査登録事務所 050-5540-2016

参考:「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書(自然災害用)」

(運輸支局等登録窓口にて備え付けておりますが、下記国税局 HP からダウンロードできます。なお、永久抹消等に必要書類は別途必要です。)

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/annai/23120160.htm>